

東日本大震災の被災者が目黒区から建物明渡しと 800万円の弁償金の支払いを求められ、 提訴されています。

目黒区は、みなし応急仮設住宅(区民住宅)から退去でなく、
災害救助法に基づき被災者の意向をふまえ、区営住宅のあっせんなど
恒久住宅の確保に向けた話し合いに応じてください。

東日本大震災の津波により、気仙沼市の事業所兼住まいを流され
すべてを失ったAさん夫妻に、気仙沼市の友好都市として応急仮設
住宅を提供した目黒区は、2018年3月の気仙沼市の応急仮設住宅打
ち切りを理由に、代替となる住居の支援をすることもなく、Aさん
と重篤な病状にあった夫(2018年10月死去)に退去を迫り、支援を
受けられず退去したくてもできない状態に陥って苦しんでいるAさ
んに対し、2021年7月に建物明渡しと高額な弁償金の支払いを求め
る裁判を起こしました。



目黒区の、提訴に至るまでの非情な対応、
提訴までして退去させようとする態度、また
高額な弁償金の請求などは、被災者によりそ
う姿勢がないばかりか被災者を苦しめている
ようにしか思えず、目黒区民としてまた隣人
として容認できるものではありません。



気仙沼市と目黒区は友好都市。
目黒区ホームページより

未曾有の大災害に直面し、だれもが被災者によりそいたいと 思ったはず。私たちは、被災者にやさしい区政を求めたい。

◆目黒区に問われる4つの問題◆

1 震災によりすべてを失い傷ついている被災者に、
私たちがすべきことはなんでしょう？

応急仮設住宅の打ち切り時に、被災者のすべてが自
力で生活を取り戻せるわけではありません。だからこ
そ、被災者が災害公営住宅を準備したり、被災者を受
け入れた自治体が代替となる住まいの支援を行ったり
しているのです。

そのように、被災者の新たな一歩を援助するのが行
政の役目なのではないでしょうか。今回応急仮設住宅
の打ち切り時に目黒区がしたことは追い出しです。

2 19万円もの住宅費のかかる区民住宅を「応急仮設住宅
」として提供したのは目黒区であり、Aさん夫妻はただ目
黒区の指示に従っただけでした。

打ち切りを知ったAさんは、打ち切りの半年ほど前から
使用料の低廉な区営住宅への転居支援を求めています。
その時に目黒区が区営住宅への転居を支援していれば、A
さんは住まいを得て、生活を自力で再建すること(再定住
)ができたはず。

支援も受けられず、出るに連れられなくなった被災者に、
月々19万円の住宅費など計800万円もの弁償を求めて提訴す
ることが、道理にかなっているのでしょうか。

3 目黒区は、Aさんが区民住宅を退去し鍵を返却した後
も、「残置物」を理由に退去と認めず、弁償金を加算し続
けました。残置物とは、エアコン、ガステーブルなど、応
急仮設住宅提供のために目黒区が設置したものと、トイレ
トーパーパー2個、画びょう1個などです。

4 目黒区の担当者による区議会への報告内容は、「区
側は努力したもののAさんが意図的に居座った」よう
な印象を与え、区議会を提訴承認に誘導するようなも
のです。



オンライン署名にご協力を
お願いします↓

私たちは目黒区民を中心に「めぐろ被災者支援の会」を結成し
この状況に一人で耐えてきたAさんに寄り添います。

活動・賛同のお願いは裏面をご覧ください。



<https://change.org/megurohisaisyashien>

被災者（Aさん）のメッセージ

Aさん夫妻が気仙沼で立ち上げ、震災で失った海産業のパンフレットより

2011年3月11日、私と夫は宮城県気仙沼市で被災し、津波によって店舗兼住宅を失ってしまいました。しばらく避難所となった小学校に身を寄せていましたが、震災前にかんの手術を受けた夫の病状が悪化してしまい、私は夫の命を守りたいという一心で、気仙沼市に紹介された友好都市目黒区からの支援の申し出にすぐることにしました。その時は、本当に助かったと思いました。

5月の終わりに目黒区の指定した区民住宅Hに入り、夫は治療を始めました。その後2016年に、区からの指示で区民住宅Mに転居しましたが、そのころから夫の病状がさらに悪化し、脳梗塞を起こした上に、今までとは別のがんも見つかり、2017年からは車いす生活に、2018年1月には2度目の脳梗塞を起こし、誤嚥性肺炎を繰り返し廃用症候群を発症、3月には明朝まで持たないという状態になりました。

そんな中、気仙沼市の応急仮設住宅が2018年3月31日で打ち切れ、目黒区に区民住宅Mからの退去を求められることになりました。

私は打ち切りの半年ほど前から、区の担当者に低廉な公営住宅への転居を相談していました。夫が余命宣告を受けていてとても気仙沼市に戻れる状況ではないことや、年金頼みの生活であること、それまでも公営住宅に応募してきたものの当選できず、打ち切り後の住まいを自力で確保でできる見込みが立たなかったからです。

また、移動は不可能という夫の診断書や治療費の明細を区に提出し、退去の猶予を求めたりもしました。しかしどんな時も、区の担当者からは「とにかく出ていってもらわないと困る」と言われるばかりでした。

夫に付ききりで看病する中、区からの退去勧告と弁償金請求の手紙や電話が続いたことは、本当につらかったです。

夫は2018年10月に亡くなりました。

2019年になって、東京都が都営住宅に避難した被災者向けに住宅支援をしていたことを知りました。そこで区の担当者に東京都と一緒に相談に行ってほしいとお願いしましたが、断られてしまいました。

区の高齢者向けの家賃助成制度を知り、民間賃貸住宅への転居も考えましたが、弁償金の未返済を理由に断られてしまいました。

その他、公営住宅の一般募集に引き続き毎回応募していたものの当選できず、さまざまな制度も調べましたが、夫の病状や要件の問題で利用することができませんでした。

このように八方ふさがりの状況で転居したくてもできずにいたところ、昨年(2021年)7月に目黒区から住宅明け渡しの裁判を起こされてしまいました。月約19万円の家賃相当額を3年分、750万円余という弁償金も請求されています。

昨年10月に、知人を頼る形で区民住宅Mからなんとか退去し、第1回目の裁判で和解を希望しましたが、目黒区代理人からは「和解はしない、徹底的に闘う」と言われ、どうすればよいのか途方にくれています。

居座ろうと思って退去しなかったのではなく、どうすることもできず相談していたのです。それなのに、目黒区から被災者ではなく不法占拠者のように扱われ、裁判まで起こされたことが、本当に悲しいです。

私たちは震災ですべてを失い、目黒区にお世話になりました。そのおかげで夫は治療を受けることができました。目黒区の皆さまには本当に感謝しております。しかし、750万円はあまりに高額で、私には支払えません。

まもなくまた3月11日がやって来ます。この10年余りは、絶望から絶望へと刃物の上を渡り歩くような思いをしてきました。未だに震災当時のこと、亡くした夫のことを考えると、心臓が苦しく息ができなくなります。上手く説明できないことを、どうぞお許しくださいませ。

タイムラインで見る 「避難者支援のはずが、追い立てに。」



2011年

気仙沼市で被災。
避難所生活が始まる

5月

既往の癌治療のため夫上京。
指示された区民住宅Hに入居

8月

気仙沼での生活&事業再建を図
るも目途立たず Aさん上京

2016年

目黒区の指示で区民住宅Mに転居

2017年

4月

夫 一度目の脳梗塞

9月

目黒区が宮城県の決定を受け、翌年3月末での
応急仮設住宅打ち切りを通知。

余命宣告を受けている夫の看病をしながら困窮
を極める。

10月～

区営住宅に応募するが落選（以後ほぼ毎回都
営住宅に応募、すべて落選）

11月

東京都は、東京都の支援を受け都営住宅などに避難していた被災者が、応急仮設住宅の打ち切り後に路頭に迷うことがない
よう、「被災者専用枠」を設けて都営住宅に引き続き住めるよう支援をしました。
しかし、このような被災者支援が、目黒区においては行われていませんでした。結果、都に避難した被災者は恒久的住居を得、
目黒区に避難した被災者は追い立てを受けることになりました。

2018年

1月

夫 二度目の脳梗塞
誤嚥性肺炎を繰り返し廃用症候群を発症

3月末

応急仮設住宅打ち切り

6月

夫の「移動困難」という診断書や治療費の明細
を提出し退去の猶予を求めるも、区は受領せず。

6日 目黒区：「弁償金の請求及び退去勧告につ
いて」送付。「入居継続は一切認めず」

18日 目黒区：「応急仮設住宅未払い退去に伴
う請求について」送付。

7月5日 目黒区：「住宅の明渡し及び弁償金の
請求について」送付。訴訟提起予告。

10月

夫 死去



目黒区
Meguro City

住みたいまち、役み続けたいまち目黒

くらし・手続き

施設案内

オンラインサービス

イベント情報

お問い合わせ 153-21-2122 → 153-21-2122 → 153-21-2122 → 153-21-2122 → 153-21-2122 → 153-21-2122

区民住宅の申し込み

最終更新日：2022年2月11日

区民住宅は中堅所得子育て世帯の居住支援を目的に
設定した目黒区が管理している住宅です。

2019年

1月～

東京都の被災者向け住宅支援（前述）を知
り、都への相談に同行依頼するなど住居支
援についての相談を続けるが、区に応じられ
ず。

区営・都営住宅の応募も継続するが落選。

2020年

高齢者世帯の住居継続家賃助成制度を知り、
その制度を利用して民間賃貸住宅での居住
を図ろうと区に相談するが「弁償金を支払わ
なければ制度の利用はできない」と断られる。

2021年

3月

（陸前高田市の応急仮設打ち切り）

6月

目黒区議会第二回定例会において、提訴が
可決される

7月29日

目黒区、提訴。750万7500円。
（以降明渡しまで月192,500円加算）

第一回口頭弁論

和解をお願いしたいと希望。しかし、
目黒区代理人「和解はしない。とことん闘う。
なぜなら目黒区議会で決まったことだから。」

10月

退去し、鍵を返却。住居の確保の目途はなく知
人宅に身を寄せる。

10月26日 第二回口頭弁論。

目黒区自身が供与したエアコンなどを「残置物」
とし、退去の事実が認められないと目黒区は主
張。

画紙の1個まで「残置物」とし、退去した事実まで争う目黒区



「なぜ」 避難者支援のはずが、追い立てに。

よくある
質問
Q

支援する会
解説
A

Aさん


目黒区行政

(公式書類より)

Q なぜ目黒区が応急仮設住宅を設置したのですか？

A 災害救助法に基づく措置で、特に大規模な災害時に被災者の住宅確保に向け、当該地方自治体のほか、住宅で協力できる自治体が住宅に困窮している被災者を(みなし)応急仮設住宅で受け入れることができるようにしたものです。



夫の癌治療が必要で、医療インフラが麻痺した被災地では治療が継続できず、「友好都市である目黒区から気仙沼市に支援の申し出があったので、目黒区にお世話になったらどうか」と気仙沼市の担当に言われ、目黒区の担当者とも気仙沼で面談しお世話になることにしました。

Q この場合の家賃は、どうなりますか？

A 同法に基づき国から地方自治体(被災都道府県)を通じて、受け入れ自治体(目黒区)に全額支払われます。被災者による家賃負担はありません。

Q 月19万円の家賃は高額です。なぜそのような住居に？

A Aさん夫妻は目黒区の転居指示に従っただけで、家賃の金額も知らされていません。目黒区がなぜ、低廉な区営住宅が工面できたにも関わらず高額な区民住宅を指定したのかはわかりません。区民住宅は、中堅所得子育て世帯の居住支援を目的に設置した区が管理している住宅で、資格要件も区営住宅より高い住宅です。

Q 応急仮設住宅に期限があるのはなぜですか？

A 被災自治体の復興が進み、安心して生活できる基盤整備、中でも家屋を失い、生活再建のめどが立たない人が災害公営住宅の入居が可能になった頃をふまえ、設定されています。

Q 既に被災者は、昨年10月に区民住宅を退去したと聞かれています。区に訴えの利益がないと思いますが？



「何にせよ宮城県がちゃんとやってくれないと困る話なんですよ、実を言いますと。私どもは、はっきり言うと住居を提供してきたわけです。宮城県が今年度から撤退をするということで東京事務所がなくなるものですから、それも含めて今回そういう提起、いわゆる法的手続きしないと、宮城県自身との連携も取れなくなっちゃいますので、そういう意味もあって、もう今が潮どきだということで今回出すものでございますので。」

Q Aさんが期限後も区民住宅に住み続けたのはなぜですか？



私は、被災者としての住宅支援をお願いしていました。区営住宅に入居できさえすれば、自分で家賃を払い、この間不払いになった家賃もお返しし、自力で生活するつもりでした。それがかなわないうちに、夫の状態はどんどん悪化、6月には、移動や引っ越しは不可能という診断が下り、その診断書や治療費の明細などを目黒区に提出し、退去の猶予を求めました。しかし目黒区は診断書や治療費明細書を受け取ってくれず、「とにかく出ていってもらわないと困る」の一点張りでした。また、その相談に行った2日後には、退去指示の文書が目黒区から送られてきました。さらに担当者から、「自分は追い立て専門だ。このままだと破産するぞ、破産するぞ、破産させてやる、訴えてやる。どうしようもないなら収容所にはいってもらいます。」と言われました。



「御本人の御意向につきましては、何回もお伺いをしているところでございます。(中略)私どものほうではできる限りのことは行うということで、お話はさせていただいております。しかし、一度もこちらのほうに御相談とかいうのにお見えになったこともございません。」



宮城県(気仙沼市)の担当は良くしてくれました。気仙沼市の災害公営住宅も用意してくれました。しかし2018年10月に夫が亡くなってしまったことで事業の再開の望みも完全に断たれ、東京出身の夫のお墓も東京にあり、気仙沼市に戻って生活する意味は何もなくなりました。そのことを気仙沼市は理解してくれ、災害公営住宅も他の方のものとなりました。私は気仙沼市ではなく、目黒区で生活を再建するために、目黒区に支援をお願いしたのです。

Q 提訴にあたって区議会で議論したと聞きました。議会は、直接当事者から事情聴取する機会をもちましたか？

A

区議会が直接Aさんから事情聴取する機会は持たれていません。区議会議員が「高齢であることや避難後の生活基盤などに配慮して本人の意向に寄り添った話し合いができていないか」と複数回質問しているのに対し、Aさんが対話を拒否しているかのような回答をしています。また別の議員が「再三対応されたのであればその内容を議事録に残したほうがいい」という提案に対しても職員からの口頭での説明にとどめています。

被災者は、避難生活の後に元の居住地に必ず帰還しなければならないものではなく、避難先にそのまま定住する場合は、応急仮設住宅を設置した自治体が「恒久住宅への移転を推進・支援すること」が「大規模災害における応急救助の指針」(厚生省通知、平成9年6月30日付)に示されています。

生活基盤と家族を失った被災者Aさんの
支援にご協力をお願いします。
2月28日に「支援する会」発足しました！

●今後の活動予定と支援活動

- ・メディアへの拡散、記者会見
- ・区議会ロビイング、陳情提出
- ・裁判傍聴
- ・署名活動
- ・公式ブログSNS シェア

支援会ブログ



Eメール



めぐろ被災者を支援する会

共同代表 小林正二 原口紅子 楡原民佳 堀田栄喜
事務局 橋本策也
東京都府中市栄町 3-16-14-302

blog: <https://megurohisaisya.blogspot.com/>
email: meegrohisaisya@gmail.com
090-3409-7768



【2022年4月発行】